

平成 28 年 2 月 1 日

入札参加業者 様

京丹後市財務部入札契約課

予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について(通知)

土木工事において見積等により決定した設計単価等については、入札公告時点では非公表としてきたところですが、入札過程における積算条件の透明性を向上するため、今後、下記のとおり一部公表することとしましたので、参考に通知します。

記

1. 適用範囲

予定価格の算定において、次項のいずれかが含まれている土木工事。

2. 公表する単価等

- (1) 土木工事単価資料「材料単価の留意点」における特別単価調査（臨時調査）
及び見積りにより決定した設計単価
- (2) 本市が採用している積算基準に定めがないため見積り等により決定した歩掛
- (3) その他、特筆すべき積算条件等

3. 公表の方法

入札公告時の添付資料に「積算参考資料」として添付する。

4. 公表する内容

- (1) 設計単価
資材名、規格、単位、採用単価を明示する。
- (2) 歩掛
工種、歩掛構成（名称、規格、単位、数量）、日当り施工量等を明示する。
- (3) その他、特筆すべき積算条件等
契約条件として設計図書（特記仕様書、図面等）に定めた内容以外で、積算上の特筆すべき条件を明示する。
 - ア) 仮設材や現場発生品等の運搬については、設計図書に明示していない積算上の条件等を明示する。
 - イ) 仮締切工、足場工、水替工などの仮設工については、積算上の規格や仮設期間（対象工種、数量等を含む）を明示する。

ウ) 借地料については、積算上の借地単価や借地期間（対象工種及び数量等を含む）を明示する。

5. 留意事項

(1) 入札公告時の公表は、採用した単価及び歩掛のみとし、見積先は明示しない。

(2) 物価資料により決定した単価については、引き続き非公表とする。

6. 適用日

平成28年3月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用する。

ただし、見積により決定した単価等については、公表する事を前提として徴収したもの（既に徴収済みのものは見積先から公表の了解を得られたもの）より適用とする。